

神奈川県在宅医療推進協議会 リハビリテーション部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、神奈川県在宅医療推進協議会設置要綱第6条の規定に基づき、神奈川県在宅医療推進協議会リハビリテーション部会（以下「リハビリテーション部会」という。）の設置等に関して、必要な事項を定めるとする。

(目的)

第2条 子供や成人・高齢者とその家族が、可能な限り住み慣れた地域で一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができ、地域においてそれぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションサービスが円滑に提供されるよう、連携方策や支援体制の整備について、必要な事項を協議するため、リハビリテーション部会を設置する。

(所掌事項)

第3条 リハビリテーション部会は、次の各号に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) リハビリテーションに係る課題の調査・検討に関すること。
- (2) リハビリテーション連携推進のための指針の作成・改定に関すること。
- (3) リハビリテーション支援体制の整備に関すること。
- (4) その他リハビリテーションの推進について必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 リハビリテーション部会の委員は、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体・機関及び行政機関の関係者等のうちから選定する。

2 委員の任期は2年までとする。ただし、再任を妨げない。

(会長等)

第5条 リハビリテーション部会に会長及び副会長をおく。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長はリハビリテーション部会を代表し、会議の座長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 リハビリテーション部会は、会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、リハビリテーション部会に構成員以外の者を出席させることができる。

(下部組織)

第7条 特定の事項を協議するため、必要に応じリハビリテーション部会に下部組織を設けることができる。

(庶務)

第8条 リハビリテーション部会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、リハビリテーション部会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行する。